

平成 28 年 9 月 6 日
独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局東京支局職員非違行為事案に係る処分
及び再発防止の取組みについて

独立行政法人造幣局では、東京支局職員（梅野穰）が同支局博物館管理の金塊 1 塊の窃盗容疑で逮捕・起訴された事態を重く受け止め、捜査当局による捜査に全面的に協力するとともに、事件の全容解明に向けて内部調査を進めることにより、事件発生の原因の究明と再発防止に向けた課題と対策の検討を行ってまいりました。

国の通貨行政を支える貨幣製造等を担う独立行政法人として、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

本日、国家公務員法に基づき、本職員に対して懲戒免職処分を行うとともに、起訴事実及び内部調査の結果を踏まえ、併せて管理監督者等関係者への厳正な処分等を行いました（別紙 1）。

また、二度と同様な事態を招かないよう、再発防止に向けた課題と対策等を取りまとめましたので、ご報告申し上げます（別紙 2）。

当局としては、各役職員が法令遵守・綱紀保持の重要性を再認識し、再発防止に向けて取り組んでいるところでありますが、一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう、組織をあげて取り組んでまいります。

連絡・問合わせ先	独立行政法人造幣局 総務課広報室長 むらせ あきひこ 村瀬 明彦
電話（直通）	06-6351-5105

(別紙 1)

職員への懲戒処分等について

独立行政法人造幣局は、下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

1. 処分等発令日 平成28年9月6日

2. 非違行為者
梅野穰 懲戒免職

3. 監督者等

被処分者	処分内容
東京支局長	戒告
東京支局次長	戒告
東京支局総務課長	減給 3月間俸給の月額の10分の1
東京支局総務課課長級	減給 3月間俸給の月額の10分の1
東京支局総務課係長級	減給 1月間俸給の月額の10分の1

(その他の矯正措置)

嚴重注意(文書)1名、嚴重注意(口頭)2名

(注) 上記の監督者等以外の2名については、他府省に異動していることから、国家公務員法等に基づき、現在在籍している府省において処分等がなされることとなる。

4. 理事長、担当理事

組織の代表者等として今回の事態を重く受け止め、それぞれ報酬の一部を自主返納

理事長 月額報酬の10%を3か月分
理事(東京支局総務課担当理事) 月額報酬の10%を2か月分

以上

(別紙 2)

再発防止に向けた課題と対策等について

1. 事実関係

独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）東京支局職員梅野穰は、東京支局総務課において文書広報業務（博物館に関する事務を含む）を担当していたが、個人的な金融取引による損失を補てんするため、平成 28 年 1 月 5 日、博物館の展示ケースから博物館の収蔵品である金塊 1 塊（約 15kg）を、平成 28 年 4 月 1 日、同博物館収蔵品保管庫から金製品を、それぞれ不正に持ち出し質屋に質入れした。

当該職員の一連の行為は、窃盗の罪（刑法第 235 条）に該当するものとして、さいたま地方検察庁により起訴されている。また、造幣局の内部調査において、博物館の収蔵品であるその他の金製品等についても所在不明が確認されているが、これらに関しても当該職員が不正に持ち出した容疑で、引き続き捜査当局による捜査が継続されている。

2. 発生原因

- (1) 造幣局においては、当該職員の窃盗容疑での逮捕を受けて、捜査当局による捜査に全面的に協力しつつ、直ちに造幣局が保管する貴金属製品の所在確認を行うとともに、接見時における本人の供述内容等を踏まえ、調査対象期間、対象物品等を特定したうえ、関係する職員への事情聴取、収蔵品保管庫や博物館の入り口の鍵に関する使用記録の確認を行うなど、内部調査を進めてきた。
- (2) その結果、金塊 1 塊のほか、博物館の収蔵品である金製品等が所在不明となっている事実や当該職員がこれらを質入れした事実（質札の写し）などが認められた。
- (3) これらは当該職員による単独の犯行であるものの、こうした犯罪行為を未然に防止できなかった背景には、①収蔵品管理にあたって、定期的な現物確認が実施されていなかったほか、収蔵品移動、収蔵品保管庫への入退出などにおける牽制機能が十分に働いていなかった、②当該職員の身上把握の不足や、長期にわたって同一部署に配置していたことなど人事管理面が不十分であった等の面があることも明らかになった。

3. 再発防止策

造幣局においては、貨幣製造をはじめとする国の通貨政策等の実施にあた

って不可欠な貨幣等の製造を厳正な管理体制の中で実施してきているが、広報のための博物館収蔵品であったとしても、造幣局が所有している貴金属製品が窃取されたという事態は、貨幣製造等を担う造幣局の管理体制への信頼を大きく損なうものと重く受け止め、徹底した再発防止策を講じる必要がある。

特に、上記のとおり、収蔵品管理体制の改善が必要であり、また、人事管理面の改善等が必要である。このため、既に収蔵品の移動手続きの厳格化等の措置を講じたところであるが、二度と同様な事態を招くことのないよう、以下のとおり再発防止策を講じる。

(1) 収蔵品管理体制の再構築

今回の事件発生を踏まえ、収蔵品に関して、受払時、在庫確認、鍵の管理及びチェック機能を複合的な体系にするなど、管理体制全般を改善する。

(2) 適切な人事管理等の実施

定期的な身上把握にとどまらず、部下職員の些細な異変についても管理者間で共有するほか、役員等幹部、各課室長及び内部監査部門などの連携により、各部門の所掌事務の総点検を実施し、問題点の把握、改善を進める。

(3) コンプライアンス意識の醸成・徹底等

役員等幹部による講話・対話、外部専門家による研修を実施するほか、内部通報制度の周知や弾力的運用により不正に結びつく端緒を組織として早い段階で把握できるように改善するとともに、コンプライアンス意識調査の定期的な実施など、その意識の醸成・徹底を継続的に図る。

(4) 再発防止策の実施状況のフォローアップ

再発防止策の実施状況について、外部専門家の助言・指導を受け、適切にフォローアップし、その結果を踏まえ、更なる改善を進めるとともに、財務省にその状況について報告を行う。

4. その他（被害品の回復）

不正に持ち出された収蔵品については、捜査に全面的に協力しつつ、関係法令に基づき法的措置を含めた適切な対応を行うなど、被害品の回復に万全を期す。

(以上)